

## 平成24年度文部科学省調達改善計画

平成24年3月30日  
文部科学省  
予算監視・効率化チーム

公共サービス改革プログラム（平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会取りまとめ）において作成することが提言された調達改善計画を、平成24年度文部科学省予算執行計画の別添として以下のとおり定める。

本調達改善計画は、文部科学省における調達の適正性、透明性の確保、効率性の向上等を目指し、調達に関する目標設定と結果の検証・評価を実施する体制を整備することにより、PDCAサイクルによる調達改善を実現することを目的とする。

### 1. 調達の現状分析

文部科学省（施設等機関、外局含む。）の平成22年度における契約実績は、契約件数36,396件、契約金額1,391億円であった。（契約状況の詳細は、文末「参考」参照）

このうち、文部科学本省では契約件数21,194件、契約金額1,080億円の契約を行っており、具体的には以下のとおりである。

区 分	契約件数	契約金額
教育、研究開発等の委託契約	1,808件	643億円（59%）
教科書購入契約	127件	385億円（36%）
汎用的な物品・役務契約（高額契約）	313件	31億円（3%）
〃（少額随契※）	18,937件	20億円（2%）
公共工事	9件	1億円（0.1%）
合 計	21,194件	1,080億円

※ 少額随意契約に係る件数、金額の概数の推計

### 2. 改善の取組を実施する重点的分野

上記の支出構造を踏まえ、法律に基づく手続により契約の相手方、金額が特定される教科書購入契約を除き、支出額が大きいため改善の効果が大きいと見込まれる

（ア）教育、研究開発等の委託契約

（イ）汎用的な物品・役務契約

について、重点的に改善の取組を実施するものとし、更に、

（ウ）事業仕分け等で競争性の確保について指摘されている競争性のない随意契約、公益法人が一者応札・応募で連続して受注している契約

（エ）調達改善の充実を図るためその他公共サービス改革プログラム等で提言されている取組

についても、改善の取組を実施するものとする。

### 3. 調達改善の取組内容

#### (ア) 教育、研究開発等の委託契約の見直し

教育、研究開発等の委託契約のうち、文部科学省の施策目標毎の主要な事業に含まれる委託契約について、引き続き外部有識者を含む審査委員会による事前審査を行い、必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保を図る。

(検証の観点)

- ・ 予算執行の必要性  
不要不急の調達となっていないか。  
事業の目的のために必要な調達であるか。
- ・ 予算執行の効率性  
他の方法での調達が考えられないか。(競争性のない随意契約から一般競争等)  
予定価格の積算は、市場価格を適正に反映しているか。
- ・ 予算執行の公平性  
仕様内容は適正か。正当な理由がなく競争参加資格の等級を限定したり、資格要件に調達案件と同等の調達実績を課していないか又は正当な理由がなく資格要件を特定の団体等に限定する等不必要な要件を設けていないか。  
公告、公募は適切な方法でなされているか。
- ・ 予算執行の透明性  
入札の前に内容審査、技術審査をする場合、明確な審査基準があるか。また企画競争の場合、企画提案書の明確な審査基準があるか。  
競争性のない随意契約による場合は理由に妥当性があるか。  
天下り先などが優位になっていないか。
- ・ 予算執行の競争性  
仕様書は、競争を事実上制限するような内容となっていないか。  
公告、公募期間は十分な期間を確保できているか。

#### (イ) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

汎用的な物品・役務の調達の平成22年度の契約実績は、

高額契約	313件	31億円
少額随契	18,937件	20億円(支払いデータからの推計値)
合計	19,250件	51億円

である。これら汎用的な物品・役務の調達について、定量的な目標を以下のとおり定め、調達改善の取組を実施するものとする。

[数値目標]

- ・ 備品、消耗品費について、1割程度の削減を目指す。
- ・ 競り下げの試行について、対象を4類型から5類型に拡大するとともに、試行の目標件数、金額を以下のとおりとする。

目標件数 20件(汎用的な物品・役務の総件数19,250件の約0.1%)

目標金額 おおよそ8百万円から1千万円

(汎用的な物品・役務の総額51億円の約0.2%)。

- 共同調達の実施について、対象を7類型から10類型に拡大するとともに、実施の目標金額を総額でおおよそ3億円とする（汎用的な物品・役務の平成22年度調達実績額計51億円の約6%）。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
事務用什器（書庫、収納棚、会議用テーブルなど） 年4回実施予定 〔200～300万円〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度に引き続き、四半期毎に需要を取りまとめて一括調達を実施する。</li> <li>平成23年度に引き続き競り下げを試行する（なお、試行に当たっては、少額随意契約に限定することなく、必要に応じ一般競争契約においても競り下げを試行する。）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>更なる経費の削減を図る。</li> <li>事務コストの低減を図る。</li> </ul>
事務用機器（強力パンチ、テブラ、電動消しゴムなど） 年4回実施予定 〔200～300万円〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度に引き続き、四半期毎に需要を取りまとめて一括調達を実施する。</li> <li>平成23年度に引き続き競り下げを試行する（なお、試行に当たっては、少額随意契約に限定することなく、必要に応じ一般競争契約においても競り下げを試行する。）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>更なる経費の削減を図る。</li> <li>事務コストの低減を図る。</li> </ul>
OA機器（ICレコーダー、ICカードリーダーなど） 年4回実施予定 〔200～300万円〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度に引き続き、四半期毎に需要を取りまとめて一括調達を実施する。</li> <li>平成23年度に引き続き競り下げを試行する（なお、試行に当たっては、少額随意契約に限定することなく、必要に応じ一般競争契約においても競り下げを試行する。）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>更なる経費の削減を図る。</li> <li>事務コストの低減を図る。</li> </ul>
家電（液晶テレビ、レコーダー、ポットなど） 年4回実施予定 〔100～150万円〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度に引き続き、四半期毎に需要を取りまとめて一括調達を実施する。</li> <li>平成23年度に引き続き競り下げを試行する（なお、試行に当たっては、少額随意契約に限定することなく、必要に応じ一般競争契約においても競り下げを試行する。）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>更なる経費の削減を図る。</li> <li>事務コストの低減を図る。</li> </ul>
印刷物 年4回実施予定 〔20～30万円〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>四半期毎に需要を取りまとめて一括調達を実施する。</li> <li>平成24年度から新たに競り下げを試行する（なお、試行に当たっては、少額随意契約に限定することなく、必要に応じ一般競争契約においても競り下げを試行する。）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規に競り下げを試行する。</li> <li>経費の削減を図る。</li> <li>事務コストの低減を図る。</li> </ul>

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
事務用消耗品（フラットファイ ルなど259品目） 〔49百万円〕	・平成23年度に引き続き金融庁、会計検査 院との共同調達を実施する（文化庁、施設 等機関を含む）。	・更なる経費の削減を図る。 ・事務コストの低減を図る。
OA機器用消耗品（CD-Rな ど） 12品目 〔3百万円〕	・平成23年度に引き続き金融庁、会計検査 院との共同調達を実施する（文化庁、施設 等機関を含む）。	・更なる経費の削減を図る。 ・事務コストの低減を図る。
清掃用消耗品（ゴミ袋など11 品目） 〔2百万円〕	・平成23年度に引き続き金融庁、会計検査 院との共同調達を実施する（文化庁、施設 等機関を含む）。	・更なる経費の削減を図る。 ・事務コストの低減を図る。
コピー用紙（A3など4品目） 〔88百万円〕	・平成23年度に引き続き金融庁、会計検査 院との共同調達を実施する（文化庁、施設 等機関を含む）。	・更なる経費の削減を図る。 ・事務コストの低減を図る。
ガソリン（バイオガソリンなど 2品目） 〔15百万円〕	・平成23年度に引き続き金融庁、会計検査 院との共同調達を実施する（文化庁、施設 等機関を含む）。	・更なる経費の削減を図る。 ・事務コストの低減を図る。
配送 〔12百万円〕	・平成23年度に引き続き金融庁、会計検査 院との共同調達を実施する（文化庁、施設 等機関を含む）。	・更なる経費の削減を図る。 ・事務コストの低減を図る。
速記 〔49百万円〕	・速記（普通仕様）について、平成23年度 に引き続き金融庁との共同調達を実施す る。（文化庁、施設等機関を含む） ・速記（特急仕様）について、平成24年度 から新たに金融庁との共同調達を実施す る（文化庁、施設等機関を含む）。	・更なる経費の削減を図る。 ・事務コストの低減を図る。 ・新規に速記（特急仕様）につ いて共同調達を実施する。
トナー（リコー）（IPSIOトナ ーなど71品目） 〔67百万円〕	・平成24年度から新たに金融庁、会計検査 院との共同調達を実施する（文化庁、施設 等機関を含む）。	・新規に共同調達を実施する。 ・経費の削減を図る。 ・事務コストの低減を図る。
トナー（ゼロックス）（トナー カートリッジなど18品目） 〔9百万円〕	・平成24年度から新たに金融庁、会計検査 院との共同調達を実施する（文化庁、施設 等機関を含む）。	・新規に共同調達を実施する。 ・経費の削減を図る。 ・事務コストの低減を図る。
トナー（キャノン）（インクカ ートリッジなど26品目） 〔6百万円〕	・平成24年度から新たに金融庁、会計検査 院との共同調達を実施する（文化庁、施設 等機関を含む）。	・新規に共同調達を実施する。 ・経費の削減を図る。 ・事務コストの低減を図る。

## (ウ) 随意契約、一者応札・応募の見直し

事業仕分け等で競争性の確保について指摘されている競争性のない随意契約、公益法人が一者応札・応募で連続して受注している契約について、改善の取組を実施する。

### ① 随意契約の見直し

- a) 競争性のない随意契約を行う案件について、個別案件毎に「公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）」等に照らして、真にやむを得ないものかどうかの検証を行うものとする。検証は、内部監査において事前検証を行うとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行う。
- b) 上記個別案件毎のリストを作成し、四半期毎に結果を公表するものとする。

### ② 一者応札・応募の改善

- a) 公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件について、個別案件毎に改善方策を策定するとともに、その結果の検証を行う。検証は、内部監査において事前検証を行うとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行う。

(検証の観点)

- ・競争参加資格の見直し  
受注実績、資格要件について、真に必要なものか、緩和が不可能か。
- ・仕様の見直し、明確化  
受注者を限定するような条件・性能、過度に良質な条件・性能を求めるものとなっていないか（同等品での対応が不可能か、法令等で求められる以上の条件を求めているか等）。  
受注者に過度の負担（リスク）を求めるものとなっていないか。  
応札者が業務量、負担するリスク等を明確に見積ることが可能となっているか。  
仕様策定の体制は公平性、透明性が確保されているか。
- ・発注単位の見直し  
業務の効率性を損なわない範囲で、専門性の必要な業務の分離、業務規模の分割は可能か。
- ・準備期間の確保  
新規参入者が技術者の確保等準備に要する時間を確保できるよう、公告時期の前倒し、発注予定の事前公表を行っているか。
- ・参入可能者の把握  
参入が可能と思われる事業者がどの程度存在するか調査・把握を行っているか。
- ・調達情報の周知徹底  
業界団体との連携、各種広報ツール（HP、メールマガジン、業界紙への掲載等）を活用した周知を行っているか。

・業務内容の理解促進

新規参入者に業務の詳細な内容を周知するために、業務マニュアルの作成、業務説明会の開催等を実施しているか。

・情報収集

一般競争入札において、入札説明会には参加したが入札には参加しなかった業者に対し、その理由を確認するためアンケート調査を実施・活用しているか。

b) 上記個別案件毎のリストを作成し、改善方策を年度当初に公表するとともに、四半期毎に結果を公表するものとする。

(エ) その他公共サービス改革プログラム等で提言された取組

調達改善の充実を図るため、公共サービス改革プログラム等で提言されている以下の取組について実施する。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
ネットオークションの活用	ネットオークションを活用した不要物品の売り払いを実施する。	不要物品の売り払いを実現する。
水道料金支払いの効率化	一部の出先施設の水道料金の支払いにクレジットカードを導入する。 (※ 文部科学省の建物は、PFI事業者のとりまとめによる光熱水料の支払が行われているため、クレジットカード導入の余地がない)	・支払に係る安全性の向上を図る。 ・事務コストの低減を図る。
出張旅費の効率化	・文部科学本省、文化庁において従来から行っている旅費業務の民間委託を引き続き実施する。 ・割引制度や出張パック商品等の活用を更に推進する。	・更なる旅費の効率化を図る。 ・事務コストの低減を図る。
総合評価落札方式	評価基準、配分方法等の客観性や妥当性の検証を行う。	評価の透明性・公正性・公平性の確保を図る。
国庫債務負担行為の活用	国庫債務負担行為による複数年契約は、民間の創意工夫の成果を効果的に取り組むことも期待できることから、「国庫債務負担行為の活用に関する手引き」(H24.3.1内閣府公共サービス改革担当事務局)に基づき、活用を検討する。	適切な国庫債務負担行為の活用を検討する。
調達情報の提供	・競争参加者の確保を図るため、引き続き、調達予定情報を半期毎にホームページで公表する。 ・契約に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表する。	・新規参入希望者へのサービスの向上を図る。 ・契約に係る透明性の確保を図る。

#### 4. 調達改善計画の推進体制

##### 1) 推進体制の整備

適切なガバナンスを発揮する観点から、文部科学副大臣をチームリーダーとする文部科学省の予算監視・効率化チーム（本計画において「チーム」という。）が本計画を決定し、取組の総括を行う。チームには、外部有識者として弁護士及び公認会計士が2名参画するものとする。

また、本計画の実務の推進をチームにおかれた予算監視・効率化推進グループ（本計画において「グループ」という。）が行う。

○ 予算監視・効率化チームの構成は次のとおり。

チームリーダー：担当副大臣

サブリーダー：担当大臣政務官

事務局長：大臣官房長

事務局長代理：大臣官房政策評価審議官

事務局次長：大臣官房人事課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、大臣官房政策課長、大臣官房国際課長、大臣官房文教施設企画部施設企画課長

構成員（各局等責任者）：生涯学習政策局政策課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長、高等教育局高等教育企画課長、科学技術・学術政策局政策課長、研究振興局振興企画課長、研究開発局開発企画課長、スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課長、文化庁長官官房政策課長、国立教育政策研究所研究企画開発部長、科学技術政策研究所総務研究官、

外部有識者：弁護士及び公認会計士（2名）

○ 予算監視・効率化推進グループの構成は次のとおり。

大臣官房人事課計画調整班主査、大臣官房総務課行政改革推進室長、大臣官房会計課財務分析評価企画官、大臣官房会計課予算企画調整官、大臣官房会計課会計監査企画官、大臣官房会計課副長、大臣官房会計課総務班主査、大臣官房会計課財務企画班主査、大臣官房会計課総括予算班主査、大臣官房会計課監査班主査、大臣官房会計課経理班主査、大臣官房会計課管理班主査、大臣官房会計課用度班主査、大臣官房政策課評価室長、大臣官房国際課課長補佐、大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室長、大臣官房文教施設企画部計画課課長補佐、研究開発局開発企画課特別会計審査官、文化庁長官官房政策課会計室長

## 2) 外部有識者の活用

### ① 予算監視・効率化チーム

チームには、外部有識者として弁護士及び公認会計士が2名参画する。

### ② 契約監視委員会等

随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、公共工事又は物品・役務等の区分に応じ、それぞれ外部有識者からなる入札監視委員会（弁護士2名、公認会計士1名、大学教授3名）又は物品・役務等契約監視委員会（弁護士1名、公認会計士1名、大学教授3名）（本計画において「契約監視委員会等」という。）が事後検証を行う。

## 3) 内部監査の活用

随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、内部監査において事前検証を行う。

## 4) チーム会合等

チームは、予算執行計画に定めるところにより、原則として四半期毎に会合を開催し、本計画に基づく取組のフォローアップ等を行う。

また、外部有識者からなる契約監視委員会等は、原則として四半期毎に会合を開催し、本計画に基づく事後検証を行う。

## 5. 進捗把握・管理等

1) 調達担当局課は、計画の月別の進捗状況を四半期毎にグループに報告する。

2) グループは、上記報告について、計画との比較により分析を行う。また、随意契約の見直し及び一者応札・応募の改善等については、内部監査組織並びに契約監視委員会等による検証を受けるものとする。

3) 内部監査組織と契約監視委員会等は、上記の検証を行うにあたっては連携を図るものとする。

4) グループは、2)により計画どおりに実施されていないと判断した場合、内部監査組織又は契約監視委員会等から指摘事項等があった場合は、調達担当局課に対し注意喚起や改善要請を行う。

## 6. 自己評価の実施

### 1) 時期

本計画の自己評価は、上半期（4月～9月）終了後及び年度終了後に、それぞれ2)及び3)に定めるところにより行う。

### 2) 上半期（4月～9月）終了後の自己評価の方法

① グループは、概ね10月末までに、上半期（4月～9月）における取組実績（目標の達成状況、調達の具体的な改善状況、契約監視委員会等による検証結果）につ



いて取りまとめ、チームに報告する。

- ② チームは、上記報告内容をもとに、見直しによる効果、成果の達成状況の観点から評価する。
- ③ チームは、調達の改善状況を確認し、計画どおりに実施されていないと判断した場合は原因を把握し、関係局課に改善を指示する。

### 3) 年度終了後の自己評価の方法

- ① グループは、概ね翌年度7月末までに、当該年度における取組実績（目標の達成状況、調達の具体的な改善状況、契約監視委員会等による検証結果）について取りまとめ、チームに報告する。
- ② チームは、上記報告内容をもとに、見直しによる効果、成果の達成状況の観点から評価する。
- ③ チームは、調達の改善状況を確認し、計画どおりに実施されていないと判断した場合は原因を把握し、関係局課に改善を指示する。

### 4) 自己評価結果の公表

本計画の取組状況の自己評価は、別に定める平成24年度文部科学省予算執行計画に定めるところにより公表する。

## 7. 人事評価への反映及び人材の育成

業績評価において、自身の担当する業務分野でコスト意識や業務改善に留意した目標を設定可能な場合は、業績目標の設定を行い、本計画に係る取組が人事評価に適切に反映されるよう取り組むこととする。

また、調達の専門人材を育成するため、調達手法等を含めた会計研修の更なる充実を図る。

## 8. その他

### 1) 取組状況等の公表

本計画に関する取組状況等は、ホームページにおいて公表するものとする。

### 2) 計画の見直し

本計画については、指針の改定や進捗状況等を踏まえ、必要が生じた場合には、所要の見直しを行うものとする。

### 3) その他

本計画に定めるもののほか、計画の実施に関して必要な事項は、チームのチームリーダーが別に定める。

(参考) 文部科学省における契約状況 (「平成22年度契約に関する統計」より)

1. 契約実績

区 分	平成22年度	
	件 数	金 額
競争性のある契約	2,947件( 8%)	846億円( 61%)
競争性のない随意契約	352件( 1%)	468億円( 34%)
少額随契*	33,097件( 91%)	77億円( 5%)
合 計	36,396件(100%)	1,391億円(100%)

※ 少額随意契約に係る件数、金額の概数の推計

(平成22年度における競争性のない随意契約の主なもの)

・教科書の購入契約	127件	385億円 (82.3%)
・文化財の購入等に係る契約	15件	16億円 ( 3.4%)
・特殊な技術や専門性を要する業務であり、供給者が一に特定されるもの	20件	11億円 ( 2.4%)

(原子力関係、放射線関係、バイオバンク関係など)

2. 競争性のない随意契約の見直し状況 (随意契約見直し計画策定時との比較)

区 分	17年度		22年度		差 引	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
競争性のある契約	2,258件	69%	2,947件	89%	689件	20%
競争性のない随意契約	1,023件	31%	352件	11%	▲671件	▲20%
合 計	3,281件	100%	3,299件	100%	18件	—

※ 少額随契を除く。

3. 一者応札・応募の改善状況

区 分	21年度	22年度	差 引
競争性のある契約	4,132件	2,947件	▲1,185件
うち一者応札・応募	406件(9.8%)	391件(13.3%)	▲15件(3.5%)

※ カッコ内は、競争性のある契約の件数に占める一者応札・応募の件数の割合

4. 所管公益法人等との契約実績 (平成22年度)

区 分	件数	割合	金額	割合
所管公益法人等	1,044件	31.6%	686億円	52.2%
うち競争性のある契約	(991件)	(30.0%)	(545億円)	(41.5%)
競争性のない随意契約	(53件)	(1.6%)	(141億円)	(10.7%)
それ以外の契約	2,255件	68.4%	627億円	47.8%
合 計	3,299件	100%	1,313億円	100%

※ 少額随契を除く。

※所管公益法人等・・・特例民法法人のうち引き続き各省各庁が所管する法人、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人、特定民間法人をいう。